

令和6年12月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちカセットボンベ1件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちエアコン1件） | 1 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちマッサージ器（充電式）2件、自転車1件、
空気清浄機1件、コンセント1件） | 5 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300303を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400887	令和6年11月14日	令和6年11月29日	カセットボンベ	SN-250-3P(株式会社サン・シリ ンダー・サービス ブランド)	小池化学株式会社 (株式会社サン・シリ ンダー・サービスブ ランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を他社製カセットこまろにセットして使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300303	令和5年7月2日	令和5年7月11日	エアコン	FVY22DVF	ダイキン工業株式会 社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(40年以上)により、ファンモーター用運転コンデンサーの絶縁性能が低下したため、内部短絡が生じて出火したものと推定される。	岡山県	令和5年7月14日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関す る事故であって、製 品起因か否かが特 定できていない事故 として公表していた もの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400883	令和6年11月 ※不明	令和6年11月28日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月18日
A202400884	令和6年11月19日	令和6年11月28日	マッサージ器(充電式)	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和6年11月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400885	令和6年7月22日	令和6年11月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品の後輪部品が機能しなくなり、バランスを崩し、転倒、左肘を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月18日
A202400886	令和6年10月13日	令和6年11月29日	空気清浄機	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	製造から20年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月20日
A202400888	令和6年11月21日	令和6年11月29日	コンセント	火災	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から25年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし